

1 ※特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

令和〇年 4月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

不要な部分は
抹消線で消す。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

フリガナ 住所 静岡県〇〇市〇〇町×-×-×

届出者

フリガナ 〇〇キンゾク カブシキガ

3

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 氏名 〇〇金属株式会社

代表取締役社長 西部 太郎

2

~~汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)
 静岡県生活環境の保全等に関する条例第35条(第36条、第36条の2、第37条、第38条)~~
 (有害物質貯蔵指定施設) について次のとおり届け出ます。

の規定により、特定施設

工場又は事業場の名称		〇〇金属㈱静岡工場	4	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇市〇〇町×-×-×	5	※受理年月日	年 月 日
水濁法第5条第1項 関係	特定施設の種類			※施設番号	
	有害物質使用特定施設の 該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		※審査結果	
	△ 特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考	
	△ 特定施設の設備 (有害物質使用 特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。			
	△ 特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
	△ 汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△ 排水水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
△ 排水水に係る用水 及び排水の系統	別紙5のとおり。				
水濁法第5条第2項 関係	有害物質使用特定施設の種類				
	△ 有害物質使用特定施設の構造				
	△ 有害物質使用特定施設の使用の 方 法				
	△ 汚水等の処理の方法				
	△ 特定地下浸透水の浸透の方法				
	△ 特定地下浸透水に係る用水及び 排水の系統				

水濁法第5条第3項 関係	県生活環境保全条例第36条の2	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	6	
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙7のとおり。		
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙8のとおり。		
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙9のとおり。		
		△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙10のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1及び静岡県生活環境保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる号（項）番号及び名称を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。なお、可能な限り同一図面等の中に複数の記載を行うことで、図面等の数は必要最低限とすること
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
	化学工場のケース	めっき工場のケース
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型式	貯蔵タンク (〇〇社製△△)	貯蔵タンク (〇〇社製△△)
構造	ステンレス製（構造図は資料●のとおり）	ポリエチレン製（構造図は資料●のとおり）
主要寸法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
能力	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
配置	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)
床面及び周囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量〇m ³ ）	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年 1月15日	令和〇年 1月15日
工事完成予定年月日	令和〇年 5月 1日	令和〇年 5月 1日
使用開始予定年月日	令和〇年 5月10日	令和〇年 5月10日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、バルブ、フランジ	なし
構造	ステンレス製	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 配管については、 地下配管（トレンチ） 地下配管（埋設・2重管） などのケースも考えられる。 トレンチ、2重管の場合は、 その構造についても記載すること。 </div>
主要寸法	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	
配置	化学工場の屋外から化学工場1階（配置は、資料●のとおり）	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年 1月15日	令和〇年 1月15日
工事完成予定年月日	令和〇年 5月 1日	令和〇年 5月 1日
使用開始予定年月日	令和〇年 5月10日	令和〇年 5月10日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/日	10分/日
使用の季節的変動	なし	なし
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン（〇～〇%）	シアンを含む廃液（含有率〇～〇%）
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。 (〇〇会社委託)

備考 有害物質貯蔵施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

※ 用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	（化学工場の例） 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日1000L		
	（めっき工場の例） 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意した容器にて搬出		
	* 必要に応じ搬入及び搬出系統が分かる図面を添付する。		
用途別用水使用量	用	途	使
	水	用	量
			(m ³ / 日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

記載上の注意事項（有害物質貯蔵指定施設設置（使用、変更））

①～⑤（様式第1号（表面））

- ・ 前記届出と同様の記載をする。

⑥（様式第1号（裏面））

- ・ 有害物質使用特定施設か有害物質貯蔵指定施設をレ点で記載する。
- ・ △印の欄については、別紙に記載すると共に、図面、表等を利用し 分かりやすく記載する。

記載上の注意事項（別紙7「有害物質貯蔵指定施設の構造」）

- ・ 「床面及び周囲」欄は、床面の材質、厚さ、対浸（対薬品）性、防液堤等の状況を記載する。
- ・ 「配置」欄は、図面等に位置を明確に記載する。
地下に設置されている場合、地下設置を記載する。

記載上の注意事項（別紙8「有害物質貯蔵指定施設の設備」）

- ・ 「設備」欄は、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載する。
- ・ 「構造」欄は、設備の材質を記載する。検知設備がある場合には記載する。
- ・ 「主要寸法」欄は、設備のうち主なものの寸法を記載する。
- ・ 「その他参考となるべき事項」欄は、有害物質を含む水が流れない場合、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載する。

記載上の注意事項（別紙9「有害物質貯蔵指定施設の使用の方法」）

- ・ 「使用時間間隔」「1日当たりの使用時間」当該施設へ有害物質等供給時の状況を記載する。

記載上の注意事項（別紙10「用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）」）

- ・ 「用途別用水使用量」欄は、有害物質貯蔵指定施設の場合、記載しない。

記載上の注意事項（その他添付資料）

- ・ 法14条第5項に規定されている定期点検の実施、記録と保存と関連する省令第9条の2の2第2項に規定される「管理要領」等の添付が望ましい。